

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月23日
【中間会計期間】	第80期中（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	共栄火災海上保険株式会社
【英訳名】	The Kyoei Fire and Marine Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 助川 龍二
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目18番6号
【電話番号】	03(3504)0131（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 彰浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋一丁目18番6号
【電話番号】	03(3504)0131（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 彰浩
【縦覧に供する場所】	北海道支店 （札幌市中央区北三条西二丁目1番地） 中央支店 （さいたま市大宮区土手町一丁目2番地） 東関東支店 （千葉市中央区新町18番地10） 大阪支店 （大阪市北区西天満一丁目2番5号） 神戸支店 （神戸市中央区元町通五丁目1番6号） 九州支店 （福岡市中央区大名二丁目4番22号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第78期中	第79期中	第80期中	第78期	第79期
会計期間	自2018年 4月1日 至2018年 9月30日	自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2018年 4月1日 至2019年 3月31日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
正味収入保険料 (百万円)	80,971	83,484	82,877	161,825	166,660
(対前期増減率) (%)	(2.79)	(3.10)	(0.73)	(1.20)	(2.99)
経常利益 (百万円)	4,745	1,727	4,238	4,014	4,285
(対前期増減率) (%)	(41.67)	(63.60)	(145.37)	(24.80)	(6.75)
中間(当期)純利益 (百万円)	3,520	1,295	3,310	2,527	2,159
(対前期増減率) (%)	(40.57)	(63.20)	(155.56)	(30.46)	(14.56)
正味損害率 (%)	64.88	54.73	57.17	68.43	60.88
正味事業費率 (%)	36.36	36.24	37.34	37.15	37.36
利息及び配当金収入 (百万円)	4,668	4,395	5,155	7,971	7,832
(対前期増減率) (%)	(4.94)	(5.84)	(17.28)	(0.14)	(1.75)
持分法を適用した場合の投資 利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
(発行済株式総数) (株)	(293,452)	(293,452)	(293,452)	(293,452)	(293,452)
純資産額 (百万円)	129,047	123,137	121,174	122,089	106,264
総資産額 (百万円)	624,396	621,087	601,218	624,384	596,141
1株当たり純資産額 (円)	439,822.69	419,679.56	412,989.41	416,106.96	362,171.44
1株当たり中間(当期)純利 益 (円)	11,997.96	4,415.51	11,284.17	8,613.79	7,359.25
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	1,400.00	1,400.00
自己資本比率 (%)	20.67	19.83	20.15	19.55	17.83
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	525	7,876	4,967	17,786	9,239
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	7,783	1,603	2,028	21,928	27,098
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	12,408	411	408	12,408	408
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (百万円)	22,297	27,199	38,111	18,130	35,581
従業員数 (人)	2,702	2,655	2,612	2,662	2,607
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔382〕	〔406〕	〔414〕	〔390〕	〔409〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用対象会社がないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	2,612	[414]
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費や企業収益の急速な減少等により厳しい状況が続きました。このような情勢の中、当社におきましては、中期経営計画『「未来へのナビゲーション」～Challenge2021』（2019年度～2021年度）の中間年度として、「お客様対応力の強化による"選ばれる保険会社"としての地位の確立」「内部留保の拡充による事業環境の変化に対応可能な財務の健全性確保」「お客様の信頼と期待に応えるための人材力の強化」「技術革新への対応と業務プロセス改革」の4つの基本方針のもと、各施策に取り組んでまいりました。

その結果、当中間会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

保険引受収益920億円、資産運用収益38億円等を合計した経常収益は、前中間会計期間に比べ55億円増加し、959億円となりました。

一方、保険引受費用764億円、資産運用費用8億円、営業費及び一般管理費143億円等を合計した経常費用は、前中間会計期間に比べ29億円増加し、917億円となりました。

この結果、経常利益は前中間会計期間に比べ25億円増加し、42億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失及び法人税等を加減した中間純利益は前中間会計期間に比べ20億15百万円増加し、33億10百万円となりました。

当中間会計期間における保険引受の状況は次のとおりであります。

(保険引受の状況)

a) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) (百万円)	対前年増減()額 (百万円)
保険引受収益	87,108	92,065	4,957
保険引受費用	73,320	76,463	3,143
営業費及び一般管理費	14,024	13,916	108
その他収支	359	462	102
保険引受利益 (は保険引受損失)	595	1,223	1,819

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

b) 種目別保険料・保険金

イ) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)			当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
火災	18,447	19.08	22.27	18,230	18.97	1.18
海上	1,373	1.42	3.65	1,275	1.33	7.11
傷害	15,607	16.14	9.68	15,725	16.36	0.76
自動車	30,102	31.13	0.39	31,059	32.31	3.18
自動車損害賠償責任	11,178	11.56	4.46	9,191	9.56	17.77
建物更新	2,130	2.20	56.30	2,355	2.45	10.53
その他	17,863	18.47	2.33	18,282	19.02	2.34
合計	96,702	100.00	0.11	96,119	100.00	0.60
(うち収入積立保険料)	(1,988)	(2.06)	(61.51)	(2,206)	(2.30)	(10.95)

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

ロ) 正味収入保険料

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)			当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
火災	10,344	12.39	35.71	9,671	11.67	6.51
海上	1,200	1.44	6.82	1,205	1.45	0.35
傷害	13,982	16.75	6.49	14,286	17.24	2.18
自動車	29,740	35.62	0.37	30,662	37.00	3.10
自動車損害賠償責任	10,092	12.09	5.71	8,843	10.67	12.38
建物更新	1,122	1.35	22.27	821	0.99	26.78
その他	17,000	20.36	3.12	17,386	20.98	2.27
合計	83,484	100.00	3.10	82,877	100.00	0.73

ハ) 正味支払保険金

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)			当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)
火災	4,295	53.66	44.45	6,741	56.95	72.94
海上	749	1.28	65.56	906	20.99	78.96
傷害	7,549	2.96	59.22	7,373	2.33	56.72
自動車	14,241	5.77	55.97	14,007	1.64	53.53
自動車損害賠償責任	6,327	7.56	68.78	5,354	15.38	67.07
建物更新	876	43.58	86.29	713	18.63	96.70
その他	6,680	9.99	43.96	7,330	9.72	46.79
合計	40,720	14.08	54.73	42,427	4.19	57.17

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

(参考) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	194,834	216,081
資本金又は基金等	77,831	81,066
価格変動準備金	3,572	2,962
危険準備金	-	-
異常危険準備金	68,696	70,746
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	38,506	53,206
土地の含み損益	3,775	4,423
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	2,462	2,462
その他	4,914	6,137
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	35,138	37,357
一般保険リスク (R ¹)	14,285	14,402
第三分野保険の保険リスク (R ²)	-	-
予定利率リスク (R ³)	1,276	1,250
資産運用リスク (R ⁴)	23,115	25,808
経営管理リスク (R ⁵)	893	944
巨大災害リスク (R ⁶)	5,977	5,760
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100	1,108.9%	1,156.8%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの
巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、満期返戻金支払の増加などにより前中間会計期間に比べ29億円減少し、49億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより、前中間会計期間に比べ36億円減少し、20億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、4億円となりました。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ25億円増加し、381億円となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、損害保険業における業務の特殊性のため、該当する情報はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

a) 総資産及び純資産の状況

当中間会計期間末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ50億円増加し、6,012億円となりました。純資産につきましては、前事業年度末に比べ149億円増加し、1,211億円となりました。

b) ソルベンシー・マージン比率の状況

当中間会計期間末の単体ソルベンシー・マージン比率につきましては、その他有価証券評価差額金の増加により、ソルベンシー・マージン総額が増加したことなどから前事業年度末に比べ47.9ポイント上昇し、1,156.8%となりました。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

c) 経常収益

当中間会計期間の経常収益は、保険引受収益につきましては、責任準備金戻入額が増加したことなどにより前中間会計期間に比べ49億円増加し、920億円となりました。資産運用収益につきましては、利息及び配当金収入が増加したことなどにより前中間会計期間に比べ6億円増加し、38億円となりました。その他経常収益が0億円となった結果、経常収益は、前中間会計期間に比べ55億円増加し、959億円となりました。

d) 経常費用

当中間会計期間の経常費用は、保険引受費用につきましては、満期返戻金が増加したことなどにより前中間会計期間に比べ31億円増加し、764億円となりました。資産運用費用につきましては、前中間会計期間とほぼ横ばいの8億円となりました。営業費及び一般管理費につきましては、前中間会計期間に比べ1億円減少し、143億円となりました。その他経常費用が0億円となった結果、経常費用は、前中間会計期間に比べ29億円増加し、917億円となりました。

e) 経常利益及び中間純利益

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前中間会計期間に比べ25億円増加し、42億円となりました。経常利益に特別利益、特別損失及び法人税等を加減した結果、中間純利益は前中間会計期間に比べ20億15百万円増加し、33億10百万円となりました。

f) 新型コロナウイルス感染症の影響

当中間会計期間の新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、外出自粛等の影響により旅行保険等で減収となりましたが、交通量の減少等に伴う事故頻度の低下により、自動車保険等の発生保険金が減少となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資金の運用にあたっては、巨大災害の発生に伴う保険金支払などに備えて、十分な流動性資産を確保しております。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについても、「第5 経理の状況」の「追加情報」に記載のとおり、前事業年度末から重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年12月23日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	293,452	293,452	非上場・非登録	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式でありま す。 なお、単元株式数 の定めはありません。
計	293,452	293,452	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年4月1日 ~2020年9月30日	-	293,452	-	52,500	-	12,559

(5)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	217,729	74.20
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	19,459	6.63
信金中央金庫	東京都中央区八重洲1-3-7	17,857	6.08
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3-33-5	1,786	0.60
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1-3-1	1,785	0.60
全国共済水産業協同組合連合会	東京都千代田区内神田1-1-12	1,785	0.60
日本コープ共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13	1,785	0.60
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	1,785	0.60
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山3-10-43	1,785	0.60
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中1-1-88	1,785	0.60
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	1,785	0.60
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見2-10-2	1,785	0.60
計	-	271,111	92.40

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 293,409	293,409	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	293,452	-	-
総株主の議決権	-	293,409	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋 1 - 18 - 6	43	-	43	0.01
計	-	43	-	43	0.01

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項の規定により、当社では、子会社の資産、経常収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.08%
経常収益基準	0.06%
利益基準	1.60%
利益剰余金基準	1.54%

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	36,950	39,463
有価証券	3 448,723	3 460,842
貸付金	4 3,884	4 3,666
有形固定資産	1 48,897	1 48,101
土地	7 30,972	7 30,863
その他の有形固定資産	17,924	17,237
無形固定資産	150	150
その他資産	34,070	28,563
その他の資産	34,070	2 28,563
前払年金費用	2,037	2,340
繰延税金資産	21,600	18,255
貸倒引当金	174	165
資産の部合計	596,141	601,218
負債の部		
保険契約準備金	456,210	451,489
支払備金	5 59,988	5 60,788
責任準備金	6 396,221	6 390,700
その他負債	18,842	14,185
未払法人税等	457	2,150
資産除去債務	227	228
その他の負債	3 18,157	2 11,806
退職給付引当金	7,808	8,071
役員退職慰労引当金	221	113
特別法上の準備金	3,572	2,962
価格変動準備金	3,572	2,962
再評価に係る繰延税金負債	7 3,221	7 3,221
負債の部合計	489,877	480,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	12,559	12,559
資本剰余金合計	12,559	12,559
利益剰余金		
利益準備金	3,116	3,198
その他利益剰余金	10,074	12,816
特別積立金	4,000	4,000
繰越利益剰余金	6,074	8,816
利益剰余金合計	13,190	16,015
自己株式	8	8
株主資本合計	78,242	81,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,286	43,296
土地再評価差額金	7 3,264	7 3,188
評価・換算差額等合計	28,022	40,108
純資産の部合計	106,264	121,174
負債及び純資産の部合計	596,141	601,218

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	90,459	95,963
保険引受収益	87,108	92,065
(うち正味収入保険料)	¹ 83,484	¹ 82,877
(うち収入積立保険料)	1,988	2,206
(うち積立保険料等運用益)	1,628	1,460
(うち責任準備金戻入額)	-	⁵ 5,521
資産運用収益	3,153	3,826
(うち利息及び配当金収入)	⁶ 4,395	⁶ 5,155
(うち有価証券売却益)	337	114
(うち積立保険料等運用益振替)	1,628	1,460
その他経常収益	197	70
経常費用	88,731	91,724
保険引受費用	73,320	76,463
(うち正味支払保険金)	² 40,720	² 42,427
(うち損害調査費)	4,973	4,956
(うち諸手数料及び集金費)	³ 16,230	³ 17,028
(うち満期返戻金)	6,939	11,146
(うち支払備金繰入額)	⁴ 4,159	⁴ 800
(うち責任準備金繰入額)	⁵ 167	-
資産運用費用	917	857
(うち有価証券売却損)	220	53
(うち有価証券評価損)	600	660
営業費及び一般管理費	14,458	14,355
その他経常費用	35	48
(うち支払利息)	0	0
経常利益	1,727	4,238
特別利益	492	610
固定資産処分益	81	0
特別法上の準備金戻入額	410	609
価格変動準備金戻入額	410	609
特別損失	527	297
固定資産処分損	49	22
不動産圧縮損	108	-
その他	369	275
税引前中間純利益	1,692	4,550
法人税及び住民税	1,555	2,219
法人税等調整額	1,159	979
法人税等合計	396	1,240
中間純利益	1,295	3,310

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	52,500	12,559	12,559	3,034	4,000	4,272	11,306	8	76,357	
当中間期変動額										
剰余金の配当				82		492	410		410	
中間純利益						1,295	1,295		1,295	
土地再評価差額金の取崩						11	11		11	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	82	-	791	873	-	873	
当中間期末残高	52,500	12,559	12,559	3,116	4,000	5,063	12,179	8	77,231	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	48,860	3,128	45,731	122,089
当中間期変動額				
剰余金の配当				410
中間純利益				1,295
土地再評価差額金の取崩				11
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	163	11	174	174
当中間期変動額合計	163	11	174	1,048
当中間期末残高	49,023	3,117	45,906	123,137

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					特別積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	52,500	12,559	12,559	3,116	4,000	6,074	13,190	8	78,242	
当中間期変動額										
剰余金の配当				82		492	410		410	
中間純利益						3,310	3,310		3,310	
土地再評価差額金の取崩						75	75		75	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	82	-	2,742	2,824	-	2,824	
当中間期末残高	52,500	12,559	12,559	3,198	4,000	8,816	16,015	8	81,066	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	31,286	3,264	28,022	106,264
当中間期変動額				
剰余金の配当				410
中間純利益				3,310
土地再評価差額金の取崩				75
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	12,010	75	12,086	12,086
当中間期変動額合計	12,010	75	12,086	14,910
当中間期末残高	43,296	3,188	40,108	121,174

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	1,692	4,550
減価償却費	763	810
減損損失	99	275
支払備金の増減額(は減少)	4,159	800
責任準備金の増減額(は減少)	167	5,521
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	8
退職給付引当金の増減額(は減少)	222	263
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	108
価格変動準備金の増減額(は減少)	410	609
利息及び配当金収入	4,395	5,155
有価証券関係損益(は益)	520	725
支払利息	0	0
為替差損益(は益)	7	5
有形固定資産関係損益(は益)	56	3
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加)	4,430	4,993
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少)	1,552	1,191
その他	338	298
小計	5,429	474
利息及び配当金の受取額	4,781	5,538
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	2,333	96
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,876	4,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(は増加)	5	17
有価証券の取得による支出	4,388	13,148
有価証券の売却・償還による収入	12,346	16,349
貸付けによる支出	191	149
貸付金の回収による収入	425	368
債券貸借取引受入担保金の純増減額(は減少)	5,995	5,104
その他	43	4
資産運用活動計	2,244	1,672
営業活動及び資産運用活動計	10,121	3,295
有形固定資産の取得による支出	967	357
有形固定資産の売却による収入	214	1
その他	111	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,603	2,028
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	411	408
財務活動によるキャッシュ・フロー	411	408
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,068	2,530
現金及び現金同等物の期首残高	18,130	35,581
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 27,199	1 38,111

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) その他有価証券のうち時価のある株式の評価は、中間決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法、それ以外の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの債権管理担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度末から重要な変更を行っておりません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
58,317	58,821

2. 収益に係る消費税等についてはその他の負債に計上し、資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等及び控除対象外消費税等未償却残高についてはその他の資産に計上しております。

3. 担保に供している資産及び担保付き債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	5,554	468
合計	5,554	468

(注) 上記有価証券は、信用状発行の担保として差し入れた有価証券及び現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であります。

担保付き債務

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
債券貸借取引受入担保金	5,104	-
合計	5,104	-

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	63,554	60,653
同上に係る出再支払備金	8,163	4,817
差引(イ)	55,391	55,835
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	4,597	4,953
計(イ+口)	59,988	60,788

6. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	165,178	166,444
同上に係る出再責任準備金	16,655	17,911
差引(イ)	148,522	148,532
その他の責任準備金(口)	247,699	242,167
計(イ+口)	396,221	390,700

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

(単位：百万円)

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
149	-

(注) 当中間会計期間において、再評価を行った土地の期末における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額の合計額を上回っているため、注記を省略しております。

8. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
9,893	9,893

(中間損益計算書関係)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
収入保険料	102,507	100,660
支払再保険料	19,023	17,782
差引	83,484	82,877

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
支払保険金	52,554	53,587
回収再保険金	11,834	11,160
差引	40,720	42,427

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
支払諸手数料及び集金費	17,807	18,529
出再保険手数料	1,577	1,500
差引	16,230	17,028

4. 支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	2,127	2,900
同上に係る出再支払備金繰入額	2,208	3,345
差引(イ)	4,335	444
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	176	355
計(イ+口)	4,159	800

5. 責任準備金戻入額(は責任準備金繰入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
普通責任準備金戻入額(出再責任準備金控除前)	814	1,266
同上に係る出再責任準備金戻入額	1,170	1,255
差引(イ)	355	10
その他の責任準備金戻入額(口)	522	5,531
計(イ+口)	167	5,521

6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	4,152	4,925
貸付金利息	32	27
不動産賃貸料	210	202
その他利息・配当金	0	0
計	4,395	5,155

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	293,452	-	-	293,452
合計	293,452	-	-	293,452
自己株式				
普通株式	43	-	-	43
合計	43	-	-	43

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	410	1,400	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	293,452	-	-	293,452
合計	293,452	-	-	293,452
自己株式				
普通株式	43	-	-	43
合計	43	-	-	43

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	410	1,400	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預貯金	28,713	39,463
有価証券	493,185	460,842
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	1,514	1,352
現金同等物以外の有価証券	493,185	460,842
現金及び現金同等物	27,199	38,111

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(貸主側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
1年内	3	3
1年超	8	6
合計	12	10

(金融商品関係)

中間貸借対照表(貸借対照表)計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	36,950	36,950	-
(2)有価証券			
その他有価証券	440,716	440,716	-
(3)貸付金	3,884		
貸倒引当金(*)	0		
	3,884	3,909	25
資産計	481,550	481,576	25
債券貸借取引受入担保金	5,104	5,104	-
負債計	5,104	5,104	-

(*)貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	39,463	39,463	-
(2)有価証券			
その他有価証券	452,774	452,774	-
(3)貸付金	3,666		
貸倒引当金(*)	0		
	3,665	3,688	22
資産計	495,903	495,926	22
債券貸借取引受入担保金	-	-	-
負債計	-	-	-

(*)貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は、主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格、日本証券業協会の発表する「公社債店頭売買参考統計値平均値」、取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載しております。

(3) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、外部格付・内部格付、期間、担保・保証に基づいて、契約別に将来キャッシュ・フローを見積もり、割引現在価値により時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のもの及び約款貸付は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表(貸借対照表)価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」に含めておりません。

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式及び組合財産が非上場株式から構成されている組合出資金等	8,007	8,068

(*)非上場株式及び組合財産が非上場株式から構成されている組合出資金等については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価開示の対象とはしてありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式47百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式47百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価及び時価と中間貸借対照表(貸借対照表)計上額との差額を記載してありません。

3. その他有価証券
 前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	265,868	252,968	12,899
	株式	69,817	36,667	33,150
	外国証券	22,501	20,897	1,603
	その他	5,501	4,130	1,370
	小計	363,688	314,664	49,024
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	23,916	24,022	106
	株式	9,097	10,960	1,862
	外国証券	41,522	45,563	4,041
	その他	2,490	2,720	229
	小計	77,027	83,266	6,239
合計		440,716	397,931	42,784

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

当中間会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	267,120	255,344	11,776
	株式	87,478	41,597	45,881
	外国証券	38,813	36,583	2,230
	その他	7,738	6,007	1,730
	小計	401,151	339,532	61,618
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	15,658	15,729	70
	株式	4,736	5,218	481
	外国証券	29,898	31,739	1,841
	その他	1,329	1,436	106
	小計	51,622	54,122	2,500
合計		452,774	393,655	59,118

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	火災	海上	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	建物更新	その他	合計
外部顧客への売上高	10,344	1,200	13,982	29,740	10,092	1,122	17,000	83,484

(注) 売上高は正味収入保険料の金額を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高の金額に占める本邦の外部顧客に対する売上高に区分した金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産の金額に占める本邦に所在している有形固定資産の金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	火災	海上	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	建物更新	その他	合計
外部顧客への売上高	9,671	1,205	14,286	30,662	8,843	821	17,386	82,877

(注) 売上高は正味収入保険料の金額を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高の金額に占める本邦の外部顧客に対する売上高に区分した金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産の金額に占める本邦に所在している有形固定資産の金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎については、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当中間会計期間 (2020年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	362,171.44円	412,989.41円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	106,264	121,174
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (百万円)	106,264	121,174
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	293,409	293,409

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎については、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益	4,415.51円	11,284.17円
(算定上の基礎)		
中間純利益 (百万円)	1,295	3,310
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	1,295	3,310
普通株式の期中平均株式数 (株)	293,409	293,409

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第79期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年7月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月22日

共栄火災海上保険株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共栄火災海上保険株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、共栄火災海上保険株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。